

難民申請後の就労を不可とする報道に関する懸念の声明

2017年7月11日

特定非営利活動法人名古屋難民支援室

名古屋難民支援室は、2017年6月30日付の読売新聞社等からの「難民申請後の就労不可 偽装対策 留学・実習生ら」の報道¹の通り運用が変更されることについて、深い危惧の念を抱いています。記事には、難民認定申請の6ヶ月後から就労を許可する現在の運用を、留学生や技能実習生には適用せず、難民申請中であっても、在留期間が切れた段階で不法残留者として全国17か所の入管施設に速やかに強制収容する、とあります。名古屋難民支援室は、これまで難民認定申請者を支援してきた経験から、このような運用の導入は難民申請者にも日本社会にも不利益となると考えています。

1. 難民が日本に来るための「難民ビザ」なるものはない

第一に、難民が国外に逃れる際、日本には難民申請を目的としたビザは存在しないため、難民が差し迫った迫害から逃れるためには、その時一番早く取ることのできたビザで国外へ脱出するしかありません。つまり、在留資格と難民性は無関係であり、難民性は在留資格とは切り離して個別に判断されるべきです。

事実、日本で技能実習中や留学中に政治活動に参加し、帰国したら迫害される恐れがある人、また、技能実習や留学をしながら本国での迫害の危険が収まるのを待っていてそれが叶わず、難民申請をせざるを得ない人たちがいます。今までには、「研修」の在留資格で上陸許可を受けたビルマ（ミャンマー）人が政治的意見を理由にミャンマー政府から迫害を受けるおそれがあるとして、法務大臣に難民認定申請を行ったところ、難民不認定処分となりましたが、名古屋地方裁判所で不認定取消の判決が出され、最終的に法務大臣が判断を改め難民として認定された事例や、留学生のビルマ（ミャンマー）人が難民認定されたケースも存在します。

また、日本には、国際空港等での到着時に庇護を求めた外国人を想定した制度である一時庇護上陸制度が存在しますが、現状は、許可件数が非常に限られています。2016年に一時庇護上陸許可の申請をした者の数は110人である一方、一時庇護上陸許可を受けた者の数は1人でした²。加えて、在留資格のない外国人から難民認定申請があった際、退去強制手続を停止させ、法的地位の安定を図るための仮滞在制度が存在しますが、2016年に国際空港での難民認定申請者に対する仮滞在許可数はゼロ件でした³。このよ

¹ 2017年6月30日付ロイター通信及び朝日新聞でも同様の報道あり

² 2017年6月15日質問・同年月27日回答の第193回国会・質問第146号 参議院議員石橋通宏議員「難民認定状況に関する質問主意書」より

³ 同上

うに入国と同時に速やかに保護を求めたほぼ全ての外国人が保護されていない現状から、難民は、技能実習や留学を含む別の在留資格で日本に滞在するしかありません。

さらに、法務省入国管理局によるいわゆる「濫用」申請抑制策は2015年9月から開始されていますが、それ以降も申請数は増え続けています。法務省は、抑制では政策目標を達成できていない現実に謙虚に向き合い、難民認定手続の質の向上により、よりよい難民保護システムをつくっていくべきです。

従って、在留資格の種類によって難民認定申請者を取り締まる運用は、難民保護の目的から大きく外れており、かつ、真の難民を速やかに救済するという趣旨からも外れています。真に保護されるべき難民に不利益となるような運用改正をすべきではありません。

2. 難民への締め付けではなく、包括的な外国人政策で解決すべきである

第二に、「移民は受け入れない」という日本政府の方針の下、「留学」や「技能実習」など本来の目的とは違う形で来日した外国人が、日本国内の人手不足の産業の担い手となっている現状があります。一部、就労を目的として、難民認定申請を行う外国人がいることは問題ですが、それは日本社会が外国人労働者を必要とし、また職を求める外国人がいるにも関わらず、そうしたニーズに対応した在留資格が存在しないことに起因しています。その根本的な問題への対策を講じず、対処療法的に締め付けを厳しくしても、日本社会のためにはなりません。難民への締め付けによって対応するのではなく、中途半端な外国人受け入れを正し、包括的な外国人政策によって解決すべきです。

以上の観点から、名古屋難民支援室は、留学生や技能実習生の難民認定申請者の就労を不可とし、強制的に収容する制度の運用に強く反対します。

以上

(2017年7月13日修正)